

学費給与之方法相伺候書付

兼而伺済相成候当校生徒学費給与之義ニ付生徒検査之方法等詳細更ニ可申出旨先達而御達ニ付別紙取調指出候右ハ来ル十六日開業より夫々試業いたし人名等尚又可申上候得共学費ハ来ル八月より給与可致様御座候此段相伺候也

明治五年壬申七月九日

南校

本省御中

学制建立一般生徒供給之法相立候迄南校ニおいて生徒ヲ資給スルノ法左ノ如シ

第一 学資給与ヲ願フ者ハ衣食住一切南校ニ於テ取扱休暇毎ニ少々ノ遣銭ヲ与フ

但衣食住共洋風ヲ用ユ

第二 生徒何科ニ不拘大成ヲ期ルノ志有之もの

第三 英生ハ三ノ部以上仏生ハ二ノ部以上独逸生ハ一ノ部以上ノ者

第四 行状宜敷学業勉励ノもの

第五 以上ノ撰之ニ当ル者ハ第一条ノ例ニヨリ学資ヲ給ス若シ此撰之ニ当ルモノト雖モ学資ノ給与ヲ不願者ハ奇特之事ニ付除之

第六 以上ノ撰之ニ当ラサル者ニテ入校ヲ願フモノハ毎月拾兩ヲ校ニ納レハ第一条ノ例ニ準シ学資ヲ給与スベシ

9 南校生徒学費給与試験実施及学費給与に付伺

〔明治五年七月九日〕

寄宿生徒袴ヶ年給与品取調書

一 夏服

（ママ）
帛緒呉呂袴重背広

白リンネルズボン

（ママ）
帛緒呉呂チョッキ右袴通り金〔四〕〔三〕 兩袴分

右袴ヶ年二通り此金〔八〕〔六〕 兩式分

一 冬服

黒大羅沙背広 同チョッキ 裏何レモ白金巾付ヶ

同帛ツボン 右袴通り金六兩

右袴ヶ年二通り此金拾貳兩

一 シャツ

冬着フラインネル 夏着

右袴枚金袴兩右袴ヶ年二枚ツ、四枚此金四兩

一 ツボンツリ

右袴組金袴分右袴ヶ年式通り此金貳分

一 ツケ襟

右一ツ金袴分右袴ヶ年六ツ此金袴兩貳分

一 沓

長袴足此金三兩貳分

並袴足此金貳兩貳分

右袴ヶ年長袴足並三足此金拾袴兩

一 沓下

右袴足ニ付金袴分右袴ヶ年六足此金袴兩貳分

一 メリ安襦袢
股引

右袴組金三分式朱右袴ヶ年六組此金五兩袴分

一 帽子

右袴ツ金袴兩貳分右袴ヶ年二ツ此金三兩

一 カフモリ傘

右袴ヶ年袴本此金袴兩貳分

一 夜具

三巾 蒲団袴枚ツ、右袴ヶ年袴通り此金五兩

一 蚊屋 四六

右袴ヶ年袴張此金三兩

一 ケット

右袴枚ニ付金貳兩貳分右袴ヶ年式枚此金五兩

一 炭

右袴ヶ年十八俵此金貳兩貳分ト永五拾文

一 石炭油

右袴ヶ月七合ツ、右袴ヶ年此金三兩〔袴分ト永貳拾五文〕
〔朱書〕
〔永百五拾文〕

一 小遣金

右袴ヶ月金袴兩貳分ツ、右袴ヶ年此金拾八兩

一 朝 喰物之製左之如シ

米袴合 玉子式ツ 香ノもの

一 昼

米袴合五勺 牛肉雞肉隔日ニ用 スッフ 香ノもの

一 夕

米袴合五勺 牛肉雞肉隔日ニ用 スッフ 香ノもの

米壹合五勺 魚肉 煮染 香ノもの

右壹人壹ヶ月金四兩貳分

右壹ヶ年

此金五拾四兩

右寄セ

壹ヶ年合金百三拾七兩壹分永貳百文

此十二ヶ月割

壹ヶ月分金拾壹兩壹分永貳百四文貳分

右之通り

壬申七月

『文部省往復』明治五年甲、㊦A3」